

堺市報道提供資料

(大阪府政記者会 同時提供)

令和6年8月30日提供

行政なんでも相談所を開設します －相続・登記・税金・年金・住宅など行政なんでも相談－

総務省では、9月及び10月を「行政相談月間」と定めており、行政相談制度の周知と利用の促進を図るため、総務省、堺市および各関係機関で「行政なんでも相談所」を開設します。

本相談所は、日本年金機構など13の機関が参加するため、複数の行政機関等にその場で相談できるなどの特徴があり、「相続・登記・税金・年金・住宅など行政なんでも相談」をテーマに相談をお受けします。

1 開設日時

令和6年11月6日（水）午前10時～午後4時（受付は午後3時30分まで）

2 場所

堺市産業振興センター 5階 コンベンションホール（堺市北区長曾根町183番地5）

3 参加機関

日本年金機構、大阪弁護士会、大阪司法書士会、大阪府行政書士会、近畿税理士会、大阪府宅地建物取引業協会、大阪土地家屋調査士会、大阪民事調停協会（堺民事調停協和会）、大阪家事調停協会堺支部、大阪府マンション管理士会、行政相談委員、近畿管区行政評価局、堺市

4 申込方法

（1）弁護士・司法書士・税理士への相談

- ・予約制（1組25分以内）

※総務省 近畿管区行政評価局 行政相談課（電話：06-6941-8358）に予約してください。

※予約期間は10月28日（月）～11月5日（火）各日午前9時～午後5時です。（土日祝除く）

（2）弁護士・司法書士・税理士以外の相談

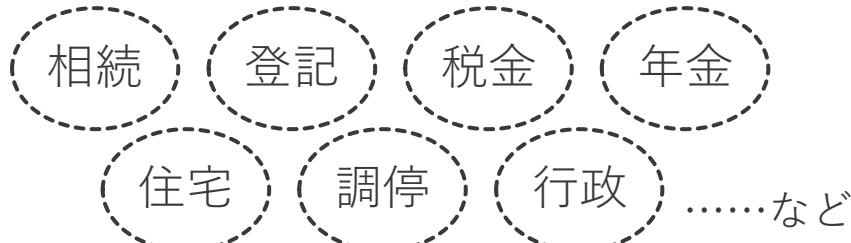
- ・当日、会場で順次受付（午後3時30分まで）

問い合わせ先	担当課：市長公室 広報戦略部 市政情報課 電話：072-228-7475 ファックス：072-228-7444
--------	---

＼ そのお困りごと ご相談ください ／

多数の専門家が一堂に集まる

行政なんでも相談所



相談無料
秘密厳守

日時

令和6年 11月6日 (水)

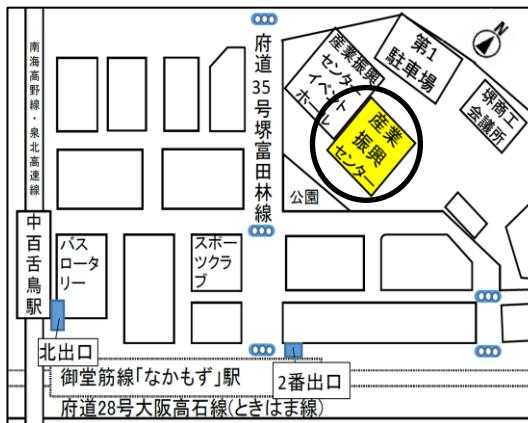
午前10時～午後4時

(受付は午後3時30分まで)

ところ

堺市産業振興センター

5階コンベンションホール



最寄駅 大阪メトロ御堂筋線「なかもず」駅
南海電鉄「中百舌鳥」駅

申込方法

一部(弁護士・司法書士・税理士への相談)予約制

予 約 先：総務省 近畿管区行政評価局 行政相談課 ☎ 06-6941-8358

予約期間：10月28日(月)～11月5日(火)(土日祝除く) 各日 午前9時～午後5時

弁護士・司法書士・税理士以外への相談は当日会場で順次受付

参加機関
(予定)

日本年金機構、大阪弁護士会、大阪司法書士会、大阪府行政書士会、近畿税理士会、大阪府宅地建物取引業協会、大阪土地家屋調査士会、大阪民事調停協会(堺民事調停協和会)、大阪家事調停協会堺支部、大阪府マンション管理士会、堺市、行政相談委員、近畿管区行政評価局

その他

ご相談は1組25分以内です。

お問合せは、総務省 近畿管区行政評価局 行政相談課 ☎ 06-6941-8358 まで。

共催：総務省近畿管区行政評価局・堺市・行政相談委員

「行政なんでも相談所」では、
多数の専門家が一堂に集まります。
いろいろなことをまとめて相談できます。



例えば、こんなお悩みや聞きたいこと、ありませんか…？

- 自宅が亡くなった親名義のままになっている。相続登記の方法を教えてほしい。
- 新しく買った土地。夫婦の共有名義にできるの？手續はどうするの？
- ローンで家を購入する予定。還付される税金の手續はどうするの？
- 国民年金保険料の免除制度や年金の裁定請求手續について教えてほしい。
- 遺言書の書き方を教えてほしい。
- 不動産業者に支払う仲介手数料や契約の際の注意点について教えてほしい。
- 借金や家庭の問題で困っている。どう対処したらよいか教えてほしい。
- マンションの管理（滞納・民泊・不適切管理・発注問題等）について聞きたい。
- 近隣トラブルや金銭貸借のトラブルを解決するのに、調停制度が利用できるの？
- そのほか、暮らしの中で困ったこと、聞きたいことがある。 . . . など

ご存じですか？行政相談委員

行政相談委員とは、総務大臣が委嘱した民間有識者で、全国に約5,000人（各市（区）町村に1人以上。堺市に14人）が配置されています。地域における信望の厚い方が、無報酬で、国民の皆様から、国の行政活動全般に関する苦情や相談を受け付け、相談者への助言や関係機関に対する改善の申入れなどを行っています。

詳しくは、近畿管区行政評価局のホームページ(<http://www.soumu.go.jp/kanku/kiniki.html>)や、行政相談委員オフィシャルウェブサイト (https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/iin_official/index.html)をご覧ください。

お気軽にご相談
ください。



近畿管区行政評価局
ホームページ



行政相談委員
オフィシャルウェブサイト

◇お問合せは、総務省 近畿管区行政評価局 行政相談課
(TEL : 06-6941-8358)まで